年金額のシミュレーション ～老齢年金受給額の試算

税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所・東京グラフィックス顧問税理士　荒牧　瑞枝

さていよいよ、「いくら年金をもらえるか」のシミュレーションをしてみましょう。

インターネット上に、日本年金機構が「自分でできる年金額簡易試算」というページを用意しています。

http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3829

まず、お手元に「ねんきん定期便」をご用意ください。

図１　「ねんきん定期便」平成25年から35歳・45歳以外は、はがき版になりました

（表面）

料金後納郵便

親展

必ずご覧ください

「ねんきん定期便」です

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
（※宛先不明の場合は上記にご返送ください）

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便　この「ねんきん定期便」は、平成　年　月　日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
ご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

照会番号　（照会番号は、お問い合わせの際に必要となります）

1　これまでの年金加入期間（共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください）

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計（未納期間を除く）
第1号被保険者（未納期間を除く）	第3号被保険者	国民年金　計（未納期間を除く）			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として３００月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）が必要です。

2　これまでの加入実績に応じた年金額（今後の加入実績により年金額は増加します）

(1)これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	（年額）　円
(2)これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	（年額）　円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	（年額）　円

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額（代行部分のみ）も含まれています。
※年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合などですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は　　円になります。
（60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます）

（参考）これまでの保険料納付額

(1)国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）	（累計額）　円
(2)厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）	（累計額）　円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	（累計額）　円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。
（裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています）

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」（裏面参照）をご利用ください。

（裏面）

「最近の月別状況です」の見方

国民年金（第1号・第3号）納付状況欄について

納付済	保険料を納めた期間（保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む）
未納	保険料を納めていない期間
３号	第３号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの制度にも加入していなかった期間、または共済組合等に加入していた期間

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、「ねんきんネット」のご利用方法など、日本年金機構のホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご利用ください。

「ねんきんネット」のご利用は、ねんきんネット　検索

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』
お問い合わせの際は、裏面の照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。
ナビダイヤル
0570－058－555
※050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03－6700－1144
【受付時間】　月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第 2土曜日：午前9時～午後5時まで
＊祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最近の月別状況です

平成　年　月から平成　年　月までの期間を
平成　年　月　日時点の情報で作成しています。

※この期間を含む過去すべての期間について、加入状況をお知りになりたい場合は、「ねんきんネット」をご利用いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」、またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

年月（平成）	国民年金（第1号・第3号）納付状況	厚生年金保険		
		標準報酬月額（千円）	標準賞与額（千円）	保険料納付額

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。ご容赦ください。

気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。
しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。
お心当たりの記録を調査いたします。

「ねんきんネット」で、持ち主不明の記録を検索できます

・過去すべての期間について加入状況を確認できます。
・氏名や生年月日等を入力して検索してください。

アクセスキーで、「ねんきんネット」の登録ができます

・ご利用登録は、ご自宅などのパソコンで行うことができます。
・ご利用登録には、ご自身の「基礎年金番号」が必要です。

※「基礎年金番号」は、年金手帳や基礎年金番号通知書などに記載されています。
※「基礎年金番号」が分からない場合は、
・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
・「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。
（後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送いたします）

お客様のアクセスキー

「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。
（期限後もご利用登録は可能：ユーザID発行に5日程度必要）

自分でできる年金額簡易試算

①前記サイトにアクセスして、「次へ」をクリック。

②生年月日と性別を入力して、「次へ」をクリック。

③次のページで、年金加入期間と平均標準報酬の実績を入力します。

自営業者であった期間がない方、つまり、ずっと会社勤めしかしたことがない方は、初めの3つの項目は飛ばして、「会社員（厚生年金保険）及び船員（船員保険）であった期間」を入力します。

計算に使う率が違うため、平成15年までとそれ以後に分けて加入期間を入力します。

「ねんきん定期便」に「これまでの年金加入期間」が月数で記載されています。まず平成15年4月から「ねんきん定期便」の一番上に書いてある、計算の時点の月日までの期間を計算して入力し、次に全期間から上記期間を差し引いた期間を、平成15年以前の欄に記載します。

やっかいなのが、「平均報酬月額」の金額です。今まで働いてきた平均月収を出さなければなりませんし、これから先、今の月収が続く保証もないわけですから、困ってしまいますね。

図2　平成24年以前の「ねんきん定期便」があれば
C－5ページを参照してください

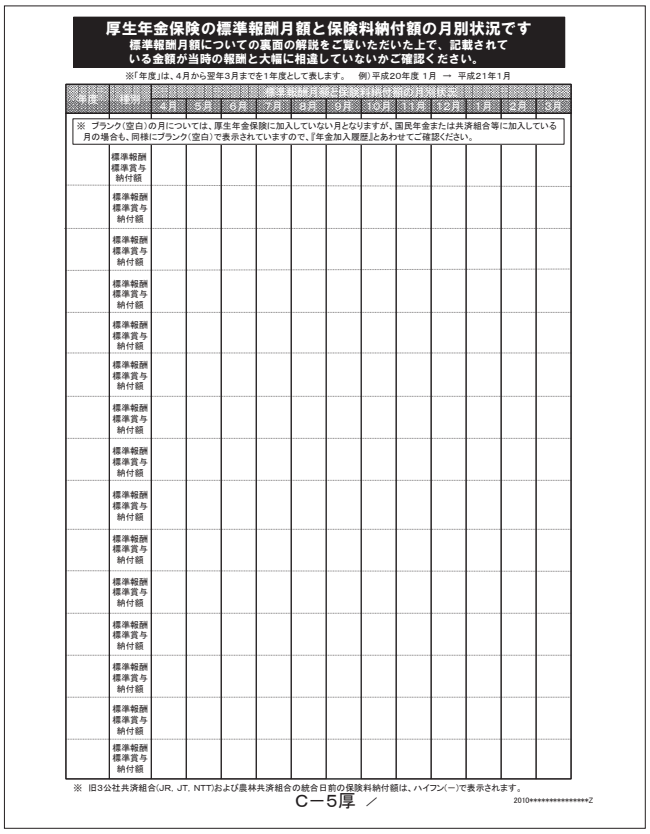

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
標準報酬月額についての裏面の解説をご覧いただいた上で、記載されている金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。　例）平成20年度 1月 → 平成21年1月

年度	種別	標準報酬月額と厚生年金保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ ブランク（空白）の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にブランク（空白）で表示されていますので、「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。													
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												

※ 旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン（－）で表示されます。

C－5厚 ／　　2010**********Z

平成24年までは、過去の標準報酬一覧まで記載したA4数ページのものが送られてきていましたが、平成25年からは35歳と45歳だけが詳細版で、あとははがきの簡易版となって情報が少なくなっています。

詳細版で計算すればより正確になりますが、勤続年数が長いと足し算するだけでも大変ですので、ここでは、はがきに記載された数字を使って、ざっくり計算してみましょう。

図1のはがきの表面の下の方に、「（参考）これまでの保険料納付額」という項目があります。その「（2）厚生年金保険」の欄に、保険料納付額の累計額が記載されています。これを、厚生年金加入月数で割ると、平均的な1ヵ月当たりの保険料が算出できます。

この金額を保険料率で割り返せば、平均標準報酬月額が出るはずですが、この保険料率がずいぶん変遷しています。しかたがないので、簡便的に平成元年から平成24年までの24年間の率を平均すると、おおよそ166／1000となります。率はどんどん上がっていますから、これで出した数字は実際よりも小さめに出ます。シミュレーションですから、保守的にいくということで我慢しましょう。

納付済額÷加入月数÷166×1000

この金額を「平均報酬月額」の欄に入力します。

平成15年前と後と、同じ数字を使います。

④これから先退職するまでの期間と平均報酬月額を入力します。

⑤次に確認ページが表示されたのちに、1年間の見込年金額が表示されます。

さて、これで計算してみていかがでしょうか？　この試算には、基金に加入していた場合の上乗せが加味されていませんし、将来の報酬も過去の報酬もざっくりした計算になりますが、一つの目安にはなりますので、ぜひ一度、チャレンジしてみてください。

より正確な金額を試算したいときには、「ねんきんネット」に登録すれば、過去の記録に基づいた試算をすることもできます。こちらに登録すると、年金記録の確認ができるほか、前回お話しした、すでに年金を受給している方が働いた場合に、年金額がどうなるかなどの試算もできます。

次回からは、遺族年金・障害年金のあらましと、受給の場合の手続きについてのお話をします。